

消費税増税の諸課題

— 「社会保障・税一体改革」の国会論議 —

財政金融委員会調査室 い だ けんじ
伊田 賢司

はじめに

我が国は、「失われた 20 年」と称されるようにバブル崩壊から続く経済の低迷、長期化する円高・デフレ、少子高齢化に伴う人口の減少、社会保障給付の急増、財政赤字の累増、さらには東日本大震災からの復興など様々な課題に直面している。こうした経済社会の変化等に対応するための経済再生と財政構造改革が求められる中で、野田内閣は、社会保障と税の一体改革とともに日本再生戦略による成長の実現によって、経済成長と財政健全化を両立させ、社会保障制度の持続可能性を高めるとしている。しかし、歳入改革の柱となる消費税増税に対しては、まず歳出削減や行政改革を徹底させるべきとの指摘や、デフレ下の増税の影響、逆進性の問題、中小事業者の価格転嫁の問題などを懸念する声もあるなど克服すべき課題は山積している。

本稿は、衆参両院の「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」で約 200 時間にも及ぶ審議が行われた社会保障と税の一体改革関連法案のうち、消費税率の引上げを主な内容とする「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する法律案」（閣法第 72 号）について、改正の経緯及び概要、並びに消費税をめぐる課題を中心に国会論議を紹介するものである。

1. 改正経緯と主な改正概要

(1) 消費税率の引上げをめぐる近年の動き

平成 9 年に消費税率 5 % への引上げが行われてから今回の改革までおよそ 15 年が経過しているが、その間の消費税率の引上げをめぐる政府の対応を概観すると以下のとおりである。

まず、小泉政権では、総理自ら任中の消費税率の引上げは否定¹していたものの、総理指示によりまとめられた「あるべき税制の構築に向けた基本方針」（平成 14 年 6 月 税制調査会）の中では、「消費税については、世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮等の観点から、今後、その役割を高めていく必要がある。制度に対する国民の信頼感を高めるべく適正化を図り、税率水準の見直しを図ることが課題である」などとして、「所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系に配意しつつ、21 世紀初頭において国民皆が広く公平に負担を分かち合う観点からあるべき税制を構築し、持続的な経済社会の活性化を実現していくことが課題」と、中長期的観点から消費税を含む抜本税制改革の必要性が示された。その結果、平成 15 年度税制改正から、所得・消費・資産等の各税法を一本化して改正する形がとられ、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止、消費税の中小事業

者特例の見直しや総額表示への変更、相続税等の税率構造の見直し、所得税から個人住民税への税源移譲を始め消費税を含む抜本税制改革に向けた取組が進められた。

麻生政権では、リーマンショック後の大胆な景気対策を講じつつも、中期的な財政に対する責任を明確化するため²、平成 20 年 12 月に、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」を閣議決定し、この方針等を踏まえ、「所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則第 104 条」（以下「21 所得税法等改正附則第 104 条」という。）に抜本税制改革の道筋や基本的方向性等が明記された。具体的には、「経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずる」として、「2010 年代の半ばまでに持続可能な財政構造を確立する」ことなどが規定された。

政権交代後の対応が焦点となったが、鳩山政権では、三党連立政権合意の方針の下、「現行の消費税 5% は据え置くこととし、今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引上げは行わない」³ とする一方で、消費税の在り方については、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて検討するとして⁴、消費税を含む抜本税制改革と社会保障制度改革を一体的に議論する方針も示された。

その後の菅政権では、平成 22 年 12 月の「社会保障改革の推進について」（閣議決定）の中で、「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23 年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」としていたが、具体的な消費税率の引上げは明記されなかった。この方針等に基づき、更に社会保障と税の一体改革の検討が進められ、平成 23 年 7 月 1 日の「社会保障・税一体改革成案」（閣議報告）の中で、2010 年代半ばまでに段階的に国・地方の消費税率を 10% までに引き上げることが掲げられた。

その後、野田政権では、平成 24 年 1 月 6 日、社会保障・税一体改革成案を具体化した「社会保障・税一体改革素案」（閣議報告）をまとめ、その中で、国・地方の消費税率について、2014 年 4 月 1 日より 8%、2015 年 10 月 1 日より 10% へ段階的に引き上げるとした。そして、同 2 月 17 日に「社会保障・税一体改革大綱」（以下「一体改革大綱」という。）が閣議決定され、同 3 月 30 日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する法律案」（以下「当初政府案」という。）が国会に提出された。

なお、当初政府案については、6 月 15 日の民主党、自由民主党及び公明党の三党協議の結果を踏まえ、平成 24 年 6 月 26 日、衆議院において所要の修正が行われ（図表 2 参照）、同 8 月 10 日参議院で可決・成立している。

（2）主な改正概要

ア 消費税関係

（税率の引上げ）

現行の消費税の税率は、平成 9 年 4 月 1 日に 3% から 5% に引上げが行われており、

このうち国の消費税は4%、消費税1%相当分が地方消費税（国の消費税額の25%）とされている。今回の改正では、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成の第一歩として、2014年4月1日より8%へ、2015年10月1日より10%へと税率が段階的に引き上げられる。なお、増収見込額は平年度で13.5兆円程度（1%当たり2.7兆円）で、内訳は消費税10.3兆円、地方消費税3.2兆円となる。

図表1 消費税及び地方消費税の税率引き上げの工程

	改正前	H26(2014).4.1～	H27(2015).10.1～
消費税 +地方消費税	5%	8%	10%
消費税	4%	6.3%	7.8%
地方消費税	1% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)

（出所）総務省資料等を基に作成

（社会保障目的税化）

現行の国の消費税収（地方分（地方消費税及び地方交付税）を除いた後の消費税収で全体の56.4%（平成24年度当初予算）となる。）については、平成11年度予算以降、「基礎年金、老人医療、介護」の対象経費（高齢者3経費）に充てることを一般会計の予算総則で定めることにより、実質的に消費税収の用途が限定されている（いわゆる消費税の福祉目的化）。しかし、平成11年度当初から、対象経費を賄える税収は確保されておらず、平成24年度予算（当初）においても対象経費15.1兆円に対する消費税収は7.3兆円とおおよそ7.8兆円の財源が不足している。

今回の改正では、消費税収（国税）を法律上全額社会保障4経費（基礎年金、老人医療、介護に少子化対策を追加）に充てることを明確化し、「社会保障目的税化」された。

（景気弾力条項）

消費税率の引き上げが経済等に与える影響を踏まえ、当初政府案では、消費税率の引き上げに当たって、経済状況の判断を行うことや、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるような仕組みを設けるための規定（いわゆる景気弾力条項）が附則に設けられている。具体的には、消費税率引き上げの実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向など種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引き上げの停止を含め所要の措置を講ずるとしている（修正前附則第18条第1項及び第2項）。なお、この附則の規定については、三党協議の結果、「税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引き上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。」（附則第18条第2項）旨の規定を追加するなど所要の修正が行われている。

イ 所得税・相続税関係

(所得税関係)

所得税について政府は、昭和 60 年代以降、税率構造の大幅な累進緩和を実施してきたこと等で所得再分配機能が低下したことに加え、消費税率の引上げが行われた場合には、税制全体としての累進性が更に低下することから、高い所得階層に負担を求めるなど所得再分配機能の回復を図る所得税改革を進める必要があるとしている⁵。このため、当初政府案では、今回の消費税増税や復興特別所得税による負担増など幅広い増税が行われることも踏まえ、特に高所得者層に絞って一定の負担を求めることとし⁶、課税所得 5,000 万円超について最高税率を 40 %から 45 %へ引き上げるとの提案がなされた。

この規定は、その後の衆議院における修正により削除され、附則において、「所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講ずる」との規定が設けられた（附則第 20 条）。

(相続税関係)

相続税について政府は、基礎控除がバブル期の地価急騰に伴い引き上げられてきた後、地価が下落しても据え置かれているため、課税ベースが著しく縮小しているほか、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が低下しているとしている⁷。このため、当初政府案では、①基礎控除の引下げ、②税率構造の見直しなどが提案される一方で、相続税の補完的機能を持つとされる贈与税については、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点から、③直系卑属への贈与に係る贈与税の税率の緩和、④相続時精算課税制度の拡充措置等が提案されていた。なお、これらの内容は、平成 23 年度税制改正案として国会に提出されたが、見送られた経緯がある。

この規定も所得税関係と同様に、衆議院における修正により削除された。そして、附則において、「資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講ずる」との規定が設けられた（附則第 21 条）。

ウ その他消費税率の引上げに伴う検討条項（第 7 条関係）

今回の法案では、消費税率の引上げなどのほか、一体改革大綱で記載されている消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策の基本的方向性が定められており、政府はこれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、その結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならないとされている（第 7 条）。このような検討規定は、21 所得税法等改正附則第 104 条においても、「税制抜本改革の基本的方向性」として、附則に明記されていたが、今回の

改正では本則に規定されることとなった。具体的には、当初政府案では、給付付き税額控除の導入、簡素な給付措置の実施、消費税の円滑かつ適正な転嫁対策、医療機関の仕入れに係る消費税の課税の在り方、住宅取得に係る必要な措置、自動車取得税・自動車重量税の簡素化等、歳入庁の設置などの検討が明記されていた。

なお、その後の衆議院における修正により、複数税率の導入の検討、転嫁対策としての必要な法制上の措置の実施等が追加されるとともに、扶養控除の在り方など所得税の諸控除の検討は削除され、更に歳入庁の設置に関する規定について修正が図られた。

図表 2 消費税等一部改正法案の概要 (新旧)

	当初政府案	衆議院修正後
題名	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律
消費税関係	(同右)	○消費税率の引上げ ・4%から6.3% (H26.4.1~) ・6.3%から7.8% (H27.10.1~) ○消費税の社会保障目的税化 ○課税の適正化等 (免税点制度、中間申告制度)
所得税関係	○最高税率の引上げ ・課税所得5,000万円超 (40%→45%)	(削除) →累進性強化等の措置を平成25年度税制改正で講ずる旨の規定を附則に明記
資産課税関係	○相続税の基礎控除の引下げ ・「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」 →「3,000万円+600万円×法定相続人数」 ○相続税の税率構造の見直し ・最高税率の引上げ (50%→55%) 等 ○死亡保険金に係る非課税措置の見直し ○未成年者控除・障害者控除の引上げ ○直系卑属 (20歳以上) を受贈者とする場合の贈与税の税率構造の緩和 ○相続時精算課税制度の見直し ・贈与者の年齢の引下げ (65歳→60歳) ・受贈者の対象拡大 (20歳以上の孫を追加)	(削除) →相続税・贈与税の見直しを平成25年度税制改正で講ずる旨の規定を附則に明記
第7条関係 (検討条項)	○給付付き税額控除等の再分配施策の導入、それまでの間簡素な給付措置の実施 ○消費税の転嫁対策の実施 ○ (成年) 扶養控除、配偶者控除の在り方等の検討 ○歳入庁創設について本格的な作業を推進	○給付付き税額控除又は複数税率の導入の検討、8%引上げ時から簡素な給付措置の実施 ○消費税の転嫁対策に、「独禁法及び下請法の特例に係る必要な法制上措置を講ずる」規定の追加 (削除) ○年金保険料の徴収体制強化等の検討・実施
附則関係 (景気条項)	○同右 ○同右	○消費税率の引上げに当たって、経済状況を好転させるための総合的な施策の実施 (追加) →税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、成長戦略並びに事前防災及び被災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討 ○法律公布後の消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断と、消費税引上げのそれぞれの施行前に経済状況の好転を総合的に勘案した上で施行停止を含め所要の措置を実施 (景気弾力条項)

(出所) 各種資料を基に作成

2. 議論の焦点

(1) 社会保障・税の一体改革の意義等

ア 消費税率の引上げとマニフェストとの関係

今回の社会保障と税の一体改革について、野田総理大臣は、「社会保障の安定財源確保と財政健全化を同時達成するため、どの政権であっても先送りすることのできない、待ったなしの課題」⁸ とその改革の意義を述べている。政府が示すように、我が国の少子高齢化は急速に進み、1965年には1人のお年寄りを約9人で支える「胴上げ」型の社会が、現在2.4人で支える「騎馬戦」型の社会となり、そして2050年には1人が1人を支える「肩車」型の社会になると見込まれる。こうした中で、今後の社会保障費の増加が先進国中最悪の我が国財政状況を更に逼迫させることが懸念されているが、このような我が国の社会保障及び財政の問題は、これまでも政府の対応が急務とされていたものであり、政権交代の原動力にもなった2009年の衆議院選挙において、民主党が政権公約（以下「マニフェスト」という。）の中で、消費税率の引上げを国民に掲げなかったことに対して一体改革との整合性が問われた。

この点について、野田総理大臣は、「消費税率の引上げについては、マニフェストには記載していないが、政権交代後に税収の大幅な落ち込みが明らかになり、東日本大震災などが重なってその早急な回復が見込めないこと、社会保障費の自然増や基礎年金国庫負担問題、欧州の金融危機が波及しかねないことなどから、消費税の問題をまずは先送りする時間はないと判断した」⁹ と政権交代後の国内外の状況の変化等を踏まえた判断であると答弁した。また、「民主党が前回総選挙時に国民に約束したことは、衆議院の任期中には消費税の引上げは行わない、税率引上げを実施する際には国民に信を問うということであって、提出法案に明記してあるとおり、現在の政権任期中において消費税率の引上げは行わず、当然、引上げの前には総選挙で民意を問うことになる」¹⁰ と、消費税は衆議院議員の任期満了後の2014年4月から引き上げられるため、公約違反との指摘は当たらないとの見解が示された。

イ 消費税率の引上げ前の徹底した歳出削減等

消費税率の引上げ時期についてマニフェストとの整合性が保たれているとする野田総理大臣の答弁に対して、マニフェストにはムダの削減等により16.8兆円の財源を確保することなどから、消費税増税前の徹底した歳出削減や行政改革等の実行について政府の姿勢が問われた。この点について、野田総理大臣は、マニフェストの財源確保について実現可能性の見通しが甘かった点を陳謝した上で¹¹、行政の無駄や非効率の排除については行政刷新会議を中心に事業仕分けの成果を予算に反映¹²させたほか、国家公務員の人件費削減や独立行政法人・特別会計の改革等を行っているとしたが、「こうした取組だけでは、必要な社会保障の充実や、毎年1兆円規模になる社会保障費の自然増への対応を図ることが困難であり、消費税率引上げを含む社会保障・税一体改革に取り組むことが必要」¹³ と消費税率引上げの理解を求めた。

ウ 財政健全化との整合性

我が国の財政運営戦略（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）では、国・地方の基礎的財政収支（以下「プライマリーバランス」という。）の対GDP比を遅くとも 2015 年度までに半減、そして、2020 年度までに黒字化させるとしており、安住財務大臣も 2020 年度の黒字化目標を「国際公約」¹⁴ と明言するなど、我が国財政の健全化への取組が海外からも注目されている。こうした状況の下、内閣府の「経済財政の中長期試算」（平成 24 年 1 月 24 日）（以下「中長期試算」という。）の中では、今回の 2015 年 10 月からの消費税率の引上げでは、2015 年度のプライマリーバランスの半減目標の達成が困難との結果が示されたことなどから¹⁵、財政健全化との整合性が問われた。この点について安住財務大臣からは、消費税率の引上げが、「半年後ろにずれたことで、2015 年の基礎的財政収支の赤字対GDP比半減目標の達成は、現時点では厳しいものになっている」¹⁶ としたものの、社会保障と税の一体改革による影響を平年度化すればおおむね目標は達成される旨の見解も示されている¹⁷。しかし、政府は当初、2013 年 10 月及び 2014 年 4 月に消費税率の引上げを想定していたことを踏まえると、消費税率の引上げと財政健全化目標の実現との整合性が十分図られたとは言えない面も否定できない。

エ 2015 年度以降の改革の道筋

政府は、今回の一体改革を社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成としているが、正に改革の第一歩にすぎない。特に財政面においては、2020 年度のプライマリーバランスの黒字化のため対GDP比でおよそ 3%分の収支改善¹⁸が必要となり、消費税率に換算すると 6%の引上げが不可避となる。また、社会保障分野においても、岡田社会保障・税一体改革担当大臣（以下「岡田担当大臣」という。）は、今回の 5%の引上げでは対応できないような中身になるときは、財源も含めて社会保障制度改革国民会議において議論してもらう可能性にも触れているが¹⁹、公的年金制度改革を始め、もはや今後の社会保障の追加的な負担は避けられない状況にある。このように、消費税率が 10%となる 2015 年 10 月以降の抜本税制改革、つまり「再増税」の工程がむしろ焦点となるが、この点について野田総理大臣は、「歳出削減と成長の道をたどりながら、もう一つ歳入改革との組合せの中で 2015 年の段階で判断をしていく」旨²⁰の答弁にとどまった。

消費税率引上げに係る法案の国会提出の背景について、野田総理大臣は、「平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずる」とした 21 所得税法改正附則第 104 条の規定に従って提出したとしている²¹。しかし、このような改革工程に係る規定について政府は、当初一体改革大綱の中で、「『今後 5 年を目途』に所要の法制上の措置を講ずることを今回の改革法案の附則に明記」するとの方針を示していたにもかかわらず、法制化の段階で削除した。この点について野田総理大臣は、財政健全化において歳入改革、歳出削減、成長による税収増を図ることなど当たり前のことを書き加えることもないとの意見を踏まえて削除した旨²²の答弁をしているが、2020 年度のプライマリーバランスの黒字化目標の達成や社会保障の安定財源を確保するための更なる抜本税制改革に向けた今

後の政府の対応が注目される。

(2) 消費税率の引上げと景気判断の基準

ア 経済状況の好転

今回の法案では、消費税率の引上げについて、「経済状況を好転させることを条件として実施する」（附則第 18 条第 1 項）こととされ、具体的には、「平成 23 年度から平成 32 年度までの平均において名目の経済成長率で 3%程度かつ実質の経済成長率で 2%程度」を目指すことが明記されている。しかし、直近でこの水準を達成したのは、バブル期を含む 1988 年度から 1997 年度までの 10 年間であり²³、こうした経済成長の実現が消費税率の引上げの条件となるのか政府の見解が求められた。この点について、野田総理大臣は、名目 3%、実質 2%程度の経済成長を目指すという政策努力の目標を示しているもので、「消費税率引上げの前提条件として規定をしているものではない」²⁴と否定した。

しかし、「名目 3%・実質 2%」の経済成長の実現が消費税率の引上げの前提ではないとしても、「経済状況の好転」が消費税率の引上げの条件とされている以上、デフレ脱却が不可避であるとの質疑が行われた。この点について、安住財務大臣は、「我が国を覆っているデフレは構造的な人口減少等の問題にも起因しており、すぐに何かやれば根本的に直るということではないかもしれない」²⁵とした上で、「持続的な物価下落が続いている状況から脱して、再びそうした状況にならないような状況になってくれば、政府内の統一した意見ではないが、消費税率の引上げは可能」と、消費者物価指数が 1%に達することが条件にはならない旨²⁶の見解が示された。これまで、「経済状況の好転」については、名目、実質の経済成長率の速報値等、物価動向、失業率、求人倍率など様々な経済指標を確認する旨²⁷の答弁に終始していただけない、消費税率の引上げの判断基準について一歩踏み込んだ発言となったが、デフレ脱却前の増税に含みを持たせたことも否めない。

イ 景気弾力条項

今回の法案では、消費税率の引上げ前に経済状況を総合的に勘案した上で増税を停止する規定（いわゆる「景気弾力条項」（附則第 18 条第 3 項））もあるが、この発動基準について安住財務大臣からは、リーマンショックや東日本大震災のようなことが起きれば半年前に税率の引上げを決めたとしても施行を停止する旨²⁸の見解が示された。この発言は、消費税率の引上げが一度判断されれば施行の停止は極めて低いとの解釈も成り立つもので、政府が税率の引上げを判断する 2013 年 10 月頃²⁹の経済状況の判断がより一層重要になったとも言える。しかし、消費税増税の半年前は駆け込み需要といった特殊要因があるほか、そもそも半年後の経済状況の判断ができるのか技術的な問題等も否定できない。このように、消費税増税の判断に当たっては、施行の半年前及び施行前の我が国の経済状況等について、政府の適切な景気判断が求められており、そのための基準の明確化が問われている。

(3) 消費税率の引上げ前の経済対策（事前防災及び減災等への資金の重点配分）

政府は、今回の消費税率5%の引上げにより、現行赤字国債で賄われている既存の社会保障費の財源が確保されることから財政健全化に資するとしている。しかし、三党協議の結果、消費税率引上げに当たっての措置として、「税制の抜本改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる」中で、成長戦略とともに「事前防災・減災等」³⁰への資金の重点配分を行うといった公共事業の実施を行う旨の規定（附則第18条第2項）が設けられたことなどから、消費税増税で実質的に防災対策等を始めとした景気対策を実施するのかが問われた。

この点について、野田総理大臣は、「今回の社会保障と税の一体改革では、消費税率の引上げ分は全額社会保障財源化し、全て国民に還元することとしており、消費税の引上げ分が景気対策など他の目的に使用されることはない」³¹と否定した。また、具体的に、今回の消費税増税等で「財政による機動的対応が可能となる」理由について問われた安住財務大臣は、「増税すれば機動的な対応がすぐできるとは思わない」³²とした上で、「2015年の段階でプライマリーバランスの半減目標を達成して、なおかつ経済的な成長を含めて増収が見込めれば、そこには機動的対応ができる余地は少しは出てくるのではないか」³³との見解が示された。

一方、修正案提出者の野田毅議員は、景気対策の財源の在り方について、「建設国債はあって当然」³⁴としつつ、消費税収入が増えた分と社会保障の高齢化に伴う経費増の差の余裕部分などについて、「これからの日本のデフレ脱却への思いも込めて、例えば研究開発なり人材育成なり、あるいは減災、防災等に使ってもいい」旨³⁵の見解が示されている。しかし、自民党の国土強靱化で想定する公共投資額は国負担分で年間5兆円程度³⁶と見られており、この財源一つとってみても、成長を含めた増収等で財源を確保するといった政府の見通しは現実的に厳しいとも言える。また、建設国債の発行で財源を賄うとした場合、新規国債発行額について44兆円を上回らないものとしている中期財政フレームの見直しとなれば、一体改革による財政健全化の意義も問われかねない。内閣府の中長期試算では、今回の13.5兆円の消費税増税によっても、2012年度と2016年度を比べた国の一般会計における歳出と税収等の差額は2,000億円程度減少³⁷するにすぎず、国債発行額の抑制は限定的ということが明らかになっている中で、財政運営について国民の不信につながることはないよう今後も政府の説明責任が求められる。

(4) 低所得者対策

消費税は消費一般に比例税率を課すため、広く薄く負担を求める³⁸など公平な課税とも言えるが、その一方で、所得に対する消費税負担率は低所得者ほど高いため、消費税率の引上げによる影響が大きな問題とされている。こうした消費税の「逆進性」問題への対応策として、三党協議の結果、政府の「給付付き税額控除」に加え、欧州諸国で広く導入されている「複数税率」も併せて検討されることとなった。また、これらいずれかの施策が導入されるまでの間の暫定的・臨時的な措置として、「簡素な給付措置」の実施が2014年4月の消費税率8%への引上げの条件とされたが、今後、逆進性対策の成案を得るには多

くの課題が残されている。

ア 逆進性問題の対応策と導入時期等

消費税率8%への引上げの条件として、三党間では簡素な給付措置の導入が確認されているものの、修正案提出者の竹内議員は、デフレ経済の下ではしっかりとした低所得者対策が必要であるとして、2014年4月の消費税率8%の段階から複数税率を排除すべきではない³⁹と複数税率導入の必要性を訴えている。これに対して、同じく修正案提出者の野田毅議員は、消費税率が、「少なくとも一桁の間は、現実問題、軽減税率をやるのもいかがか」⁴⁰とし、「むしろ二桁になる段階以降の話という考え方を持っている」⁴¹との見解が述べられるなど、三党間の認識の違いが改めて明らかとなった。しかし、仮に8%の段階で複数税率の導入となれば、対象品目の設定やインボイス制度の設計などが必要となるため、野田毅議員からは「法案が成立した後、しかるべきタイミングを見て、年内にでも議論はしておく必要がある」⁴²とし、政府からも時間的に慌ただしいが急いで対応する旨⁴³の見解が示されている。

また、消費税率10%への引上げ時の逆進性対策として、複数税率か給付付き税額控除のいずれかの導入が検討されるが、今回の法案では、給付付き税額控除について、所得等を把握するためのいわゆる「マイナンバー制度」⁴⁴（以下「番号制度」という。）の「本格的な稼働及び定着」が前提となっているものの、その具体的な時期は明らかになっていない。この点について、野田総理大臣は、「2015年度以降の番号制度の本格稼働、定着後の実施を念頭に、給付付き税額控除等の施策を導入する」⁴⁵との答弁にとどまるなど、その後の国会審議においても、消費税率が10%となる2015年10月に導入が可能なのかも含め見通しが示されなかった。

イ 給付付き税額控除の導入理由と所得把握

諸外国の給付付き税額控除は、所得税の「税額控除」と「給付」を組み合わせるなどして主に子育てや就労の支援を行うもので、減税効果の少ない又は及ばない低所得者に対しても給付等によって対策が講じられることが特徴と言える。また、カナダなどごく一部の国では付加価値税の逆進性対策として導入されている例もあり、我が国も、カナダの給付付き税額控除（GSTクレジット）⁴⁶を参考に逆進性対策を講ずるとしている⁴⁷。しかし、カナダではGSTクレジットとは別に食料品等に対するゼロ税率が設けられているなど、純粋に逆進性対策として給付付き税額控除が実施されているとは言えない状況で、あえて我が国が導入を目指す理由が問われた。

この点について、岡田担当大臣は、「今実施している国を見てもいろいろな政策目的のために行っているもので、消費税引上げに伴ってやっているのは異例な感じがする」⁴⁸と認めた上で、「現実には消費税の影響を受ける方に対してある意味ではピンポイントで補うという効果も期待できる」⁴⁹と逆進性対策としての有効性を説いた。さらに、岡田担当大臣は、「給付付き税額控除は逆進性のためだけのものではなく、今後の社会保障政策を行っていく上での有力な行政ツールの一つとして位置付けるべきである」と、将来的に役割を広げるべきとの考えも示した。

しかし、給付付き税額控除を導入するとしても、正確な所得等の把握ができなければかえって不公平な対策となりかねない。実際に、就労及び子育て支援等で給付付き税額控除を導入している米国では、1999年度の適用額全体の約3割が過誤・不正受給であったとされている⁵⁰。このため、政府は所得等を把握するための番号制度を導入しているが、その対象は現行57の法定調書等に限られていることから、利子所得を始めとした金融所得等の把握など番号制度の実効性が問われた。

この点について、安住財務大臣は、「現実的に、完全な所得を把握するということは、率直に言うと非常に難しく、また、国民がそれを望んでいるのかということもある」⁵¹と所得等の把握の限界に加え、国民のプライバシー問題にも触れた。その上で、「理解を得ながら、法定調書以外のものを充実させていくということの一つずつ丁寧にやっていきたい」⁵²とし、具体的には不動産等の捕捉のため固定資産税の情報を地方自治体に求めることなどで所得等の把握を高めていくことが重要としている⁵³。しかし、事業所得やタンス預金、海外資産など番号制度を拡大しても把握が困難と言われる所得や資産がある中で、公平性をどのように担保するのか、番号制度の在り方が問われる。

ウ 複数税率の導入理由等

欧州諸国では、15%以上の標準税率を前提に5%以上の軽減税率を設けるものと、EU指令により基本的な考え方が示されており、イギリス、フランス、ドイツを始めとした国々において税率水準や対象は異なるものの、付加価値税の負担軽減等の観点から食料品等の軽減税率が導入されていることが一般的である。しかし、こうした軽減税率に対して、政府は、「高額所得者ほど負担軽減額が大きくなること、課税ベースが大きく侵食されること、事業者負担が増すこと」⁵⁴などの問題点を指摘しているが、修正案提出者に対しては、政府提案の給付付き税額控除ではなく、軽減税率の導入を訴える理由について見解が求められた。

この点について、修正案提出者の竹内議員は、「国民に負担をお願いするには国民の理解を得ることが何よりも大切であり、わかりやすいということが大事であると思っている。他方で、給付付き税額控除は、実施事務は容易であるが、国民にとってはまだなじみがない。番号制への理解もまだ進んでおらず、仮に番号制を導入しても、所得の把握が不完全などの欠点もある」旨⁵⁵の見解が示された。また、「軽減税率は高所得者にもメリットがあることは事実であるが、格差是正は、今後、累進税率の強化や資産課税の強化などで対応するのが筋である」⁵⁶とした。

エ 財源問題

消費税の逆進性対策の導入に当たっての最大の焦点は、厳しい財政状況等の中で、対策の財源をどのように確保するかにある。この点について政府の試算では、軽減税率について、食料品に対する税率を5%に維持した場合の減収額はおよそ2.5兆円から3.0兆円と消費税1%を超えるような規模になる⁵⁷としており、その分標準税率を引き上げなければ、社会保障財源は不足する。一方、給付付き税額控除については、平均所得世

帯における消費税負担額（5%ベース）相当分を給付する場合の費用は、飲食料品で1.0兆円、食料・光熱水費・被服等で1.5兆円⁵⁸と、軽減税率と比べ少ない財源で必要な手当が可能になると見られている。しかし、岡田担当大臣からは、給付付き税額控除でも大規模に入れれば、軽減税率と同じ問題が生ずるとして、「どのぐらいの規模で逆進性対策をやるのか」ということの議論であって、給付付き税額控除がいいか軽減税率がいいかという議論ではないように思っている⁵⁹と、それぞれの長所と短所はあるものの、逆進性対策の規模を決めることが必要である旨の見解も示された。

一方、「簡素な給付措置」については、平成元年の消費税導入時と平成9年の税率引上げ時の臨時福祉給付金（1人1万円）等が1度きりの給付だったのに対して、本格的な逆進性対策が導入されるまでの間、毎年実施されるため、ここでも財源確保が焦点となる。当初政府は4,000億円規模の給付を検討していたとされるが⁶⁰、更に規模が拡大し、その財源を新規国債発行に依存することになれば、財政健全化の目標達成に影響を与えることにもなりかねない。

（5）消費税の価格転嫁対策

消費税は、税の累積を排除するため、事業者は売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除（仕入税額控除）し、その差額税額を納税することとされており、事業者には課される税相当額は転嫁され、最終的には消費者が負担する予定となっている。しかし、日本商工会議所等の調査によれば、平成9年の消費税5%の引上げの際、売上高1,500万円以下の事業者の62%が増税分を全額転嫁できなかったとの回答⁶¹をまとめたほか、消費税率引上げの場合の販売価格への転嫁について、売上高の小さい中小事業者ほど転嫁できないとの結果を公表している。このような中小事業者の厳しい経営環境の一端が明らかとなる中で、消費税率の引上げが段階的に行われることなどから、中小事業者が消費税の転嫁を適切に行えるような対策の在り方が焦点となった。この点について、野田総理大臣は、「消費税の導入時、引上げ時を上回る十分な転嫁対策の実施に向け具体策の検討を進める」⁶²と答弁を行っている。具体的には、転嫁対策のための広報・相談活動、事業者の優越的地位の乱用防止に向けた取組等に加え、今回、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）上の違反行為を取り締まる「転嫁Gメン」の設置のほか、転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法からの適用除外⁶³や消費税の転嫁の拒否等を行えないような立法措置の在り方、総額表示義務の弾力的運用とともに、三党協議の結果に基づき、独占禁止法及び下請法の特例に係る必要な法制上の措置について、今後政府内で検討されることとなる。岡田担当大臣は、法改正が必要な場合には、「次期通常国会に所要の法案を提出したい」⁶⁴と消費税率の引上げ前の速やかな対応について言及しているが、例えば、転嫁カルテルが容認されても、業界団体に未加盟の事業者が多い場合には効果は限定的との見方がある⁶⁵ほか、製品価格そのものの値下げ交渉に対して消費税の転嫁の拒否等を行えないような立法措置が適用できるのかなど、実効性のある法的措置を講ずるにも課題は多い。

(6) 所得税及び相続税の諸改革

当初政府案では、消費税率の引上げとともに、「所得、消費、及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点」から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ等を行うための所得税法、相続税法等の改正を行うとされていた。しかし、三党協議の結果、所得税については、政府案（課税所得 5,000 万円超について 45 %）と公明党の提案（同 3,000 万円超について 45 %、同 5,000 万円超について 50 %）を踏まえ検討するとされ、相続税については、政府案を踏まえ検討することを確認するとされた。そして、平成 25 年度税制改正において必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を附則（第 20 条及び第 21 条）に設けることとして、所得税・相続税等に係る規定は当初政府案から削除された。

消費税率の引上げとともに再分配機能強化が重要となる中で、三党協議の結果として、政府案を削除した理由と今後の対応が焦点となった。この点について、修正案提出者の野田毅議員は、所得税及び相続税の見直しは、「先送りはしない」⁶⁶と平成 25 年度税制改正で対応することを改めて明確にした上で、所得税問題については、累進度を高める方向の中で、税率の刻みや年少扶養控除を含めて家族の在り方を大事にするといったことを控除の見直しの際に議論しなければならない旨⁶⁷の見解が示された。一方、相続税問題については、特に東京を中心として相続税の水準に懸念があるとし、資産課税は累進度を上げるといいう方向の中で、最高税率の刻み等について議論する旨の見解が示された。

所得税及び相続税については、累進性の強化という方向で三党間は一貫しているものの、修正案提出者の野田毅議員は、所得税の最高税率の引上げとともに諸控除の見直しについても触れる一方で、修正案提出者の古本伸一郎議員からは「今回議論になったのは、あくまでも所得税の最高税率の引上げいかんということが争点」⁶⁸との見解が示されている。平成 25 年度税制改正に向けた三党間の議論は目前に迫っているものの、内容の具体化に当たっては紆余曲折も予想される。

(7) その他

このほか、消費税率の引上げに当たって、国会で焦点となった諸課題を紹介する。

まず、住宅については、取得価額が高額であるため、消費税率の引上げ前後における駆け込み需要とその反動減による影響が大きいことから、一時の税負担を平準化し、緩和する（第 7 条関係）とされており、三党協議の結果、消費税率の 8 %への引上げ時及び 10 %の引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施することが確認されている。今後の対応について、安住財務大臣は、住宅ローン減税や予算上の支援措置の在り方、登録免許税・印紙税・不動産取得税といった住宅取得に係る取引課税の取扱いについて、既存の国・地方の住宅関連税制の予算措置の見直しを含む諸措置を具体的に提案するとした⁶⁹。また、被災地への対応については「特段の配慮が必要」と更なる対策を講ずる旨⁷⁰の見解も示されている。

また、自動車関係諸税について、三党協議の結果、自動車取得税及び自動車重量税の抜本的見直しについて 8 %への引上げ時まで結論を得るとなっているが、安住財務大臣は、

「地方自治体等からは、取得税等について2,000億近い税収があるため、これがなくなったときは大変困るというような意見もあるが、三党の協議を踏まえて、具体的にユーザーの負担を軽減するような方向で考えていきたい」⁷¹とする旨の答弁を行った。

また、社会保険診療報酬について消費税は非課税となっており、患者からは消費税を徴収していないが、医療機関等が購入する医療機器等に対しては消費税が課税される。このため、政府は、医療機関等の負担とならないよう消費税創設時や税率引上げ時において、消費税分を診療報酬に上乘せするなどの手当をしてきた。しかし、日本医師会等からは、これまでの診療報酬の上乘せが十分ではないとして、医療機関等が消費税を転嫁できず自ら負担するといったいわゆる「損税」の状態にあるとの指摘もなされている。このような状況の下、今回の消費税率の引上げに当たって政府は、「高額な投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討」（第7条関係）するなどとしているため、この高額投資に限った対策を講ずる理由が問われた。この点について小宮山厚生労働大臣は、「財源の問題があり、全てに手当をできればそれにこしたことはないが、そうはいかない中で、特に負担が大きいと言われる投資を高額にして良い医療をしようとしているところにしっかり配慮」する旨⁷²の見解が述べられた。今後、中央社会保険医療協議会で協議される高額投資の基準とともに、高額投資への措置以外の政府の対応も注目される。

最後に、歳入庁の創設について当初政府案では、「本格的な作業を進める」とされていたが、三党協議の結果、「年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施する」（第7条関係）と衆議院で修正されたことから、歳入庁は単なる例示に弱められているとの質疑が行われた。この点について、岡田担当大臣は、「三党間で意見の相違があつてこういう表現に最終的になった」⁷³とした上で、「政府としては歳入庁の設置ということを既に取りまとめており、民主党においてもその基本的考え方に立って、三党間で今後具体的に協議をしていただく」⁷⁴旨の見解を示している。一方、修正案提出者の野田毅議員からは、歳入庁という一つの組織の中で、国税庁職員に医療保険の徴収などの事務をさせることが可能なのか⁷⁵と執行体制に疑問を呈した上で、「実態、実情に即して現場感覚をしっかり大事にしながらか制度設計や執行体制をつくっていかないとかえって不公平が拡大する」⁷⁶との懸念が示されている。歳入庁設置は、給付付き税額控除の導入にもかかわる問題であり、今後の動向が注目される。

おわりに

以上、消費税を中心に国会審議を振り返ったが、2014年4月からの段階的な消費税率の引上げは決まったものの、低所得者対策を始め多くの課題は積み残しとなった。社会保障と税の一体改革には、三党で合意した事項等の着実な履行が不可欠であり、今後の国会論議を含めた政府及び与野党の対応に注目したい。

- 1 第 156 回衆議院本会議録第 2 号 3 頁 (平 15. 1. 21)
- 2 第 171 回衆議院本会議録第 2 号 3 頁 (平 21. 1. 6)
- 3 『連立政権樹立に当たっての政策合意』(2009 年 9 月 9 日 民主党・社会民主党・国民新党)
- 4 『平成 22 年度税制改正大綱』(平成 21 年 12 月 22 日閣議決定)
- 5 『社会保障・税一体改革大綱』(平成 24 年 2 月 17 日閣議決定)
- 6 第 180 回衆議院本会議録第 20 号 20 頁 (平 24. 5. 11)
- 7 『社会保障・税一体改革大綱』(平成 24 年 2 月 17 日閣議決定)
- 8 第 180 回参議院本会議録第 20 号 7 頁 (平 24. 7. 13)
- 9 第 180 回衆議院本会議録第 18 号 8 頁 (平 24. 5. 8)
- 10 第 180 回衆議院本会議録第 18 号 8 頁 (平 24. 5. 8)
- 11 第 180 回衆議院本会議録第 20 号 14 頁 (平 24. 5. 11)
- 12 行政刷新会議の事業仕分けの評価結果の反映などによる歳出歳入の見直しについて、平成 22 年度予算への反映額は約 3 兆 3,082 億円、23 年度予算への反映額は約 1 兆 7,498 億円である (行政刷新会議資料 平 22. 1. 12、平 23. 1. 20)。
- 13 第 180 回衆議院本会議録第 20 号 19 頁 (平 24. 5. 11)
- 14 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 3 号 43 頁 (平 24. 7. 18)
- 15 試算は経済に関する「慎重シナリオ」の結果によるもので、2015 年度の国・地方の基礎的財政収支の対 GDP 比は 2010 年度の水準からの対 GDP 比赤字半減目標 (▲ 3.2 %) に対し、▲ 3.3 % 程度となっている。
- 16 第 180 回衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 6 号 13 頁 (平 24. 5. 23)
- 17 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 3 号 43 頁 (平 24. 7. 18)
- 18 国・地方の基礎的財政収支対 GDP 比の黒字化にはおよそ 17 兆円程度が必要と見込まれている (第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 13 号 14 頁 (平 24. 8. 3))。
- 19 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 5 号 13 頁 (平 24. 7. 20)
- 20 第 180 回衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 5 号 6 頁 (平 24. 5. 22)
- 21 第 180 回衆議院本会議録第 20 号 4 頁 (平 24. 5. 11)
- 22 第 180 回衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 5 号 6 頁 (平 24. 5. 22)
- 23 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 4 号 35 頁 (平 24. 7. 19)
- 24 第 180 回衆議院本会議録第 20 号 11 頁 (平 24. 5. 11)
- 25 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 9 号 24 頁 (平 24. 7. 27)
- 26 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 9 号 25 頁 (平 24. 7. 27)
- 27 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 5 号 19 頁 (平 24. 7. 20)
- 28 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 9 号 21 頁 (平 24. 7. 27)
- 29 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 5 号 16 頁 (平 24. 7. 20)
- 30 第 180 回国会において、自由民主党から「国土強靱化基本法案」(衆第 15 号) が、公明党から「防災・減災体制再構築推進基本法案」(参第 34 号) がそれぞれ国会に提出されたが、継続審査となっている。具体的な投資規模については、国土強靱化のために 10 年間で 200 兆円、防災・減災ニューディールのために 10 年間で 100 兆円の投資が見込まれている。
- 31 第 180 回参議院本会議録第 20 号 16 頁 (平 24. 7. 13)
- 32 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 13 号 20 頁 (平 24. 8. 3)
- 33 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 13 号 20 頁 (平 24. 8. 3)
- 34 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 9 号 44 頁 (平 24. 7. 27)
- 35 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 9 号 6 頁 (平 24. 7. 27)
- 36 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 9 号 44 頁 (平 24. 7. 27)
- 37 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 14 号 3 頁 (平 24. 8. 10)
- 38 税制改革法 (昭和 63 年 12 月 30 日法律第 107 号) 第 4 条は、消費税について「消費に広く薄く負担を求

め」と規定されている。

- 39 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 14 号 14 頁 (平 24. 8. 10)
- 40 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 6 号 19 頁 (平 24. 7. 23)
- 41 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 6 号 19 頁 (平 24. 7. 23)
- 42 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 8 号 11 頁 (平 24. 7. 26)
- 43 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 10 号 24 頁 (平 24. 7. 30)
- 44 第 180 回国会提出の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」(閣法第 32 号)において規定。なお、同法案は衆議院で継続審査となっている。
- 45 第 180 回衆議院本会議録第 20 号 5 頁 (平 24. 5. 11)
- 46 カナダの G S T クレジットは、低・中所得世帯の付加価値税負担の軽減を目的とした直接給付制度であり、所得が一定額を超えると給付額が減少する仕組みとなっているが、給付額と実際の税負担額とは連動していない。なお、2012 年 1 月現在の給付額は、夫婦 2 人の場合 772C\$ (5.9 万円)である(財務省資料)。
- 47 安住財務大臣は、カナダの G S T クレジットについて「一つの参考例として、こうしたものを中心にこの制度設計というものを図っていきたい」と答弁している(衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 7 号 12 頁 (平 24. 5. 24))。
- 48 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 8 号 13 頁 (平 24. 7. 26)
- 49 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 8 号 13 頁 (平 24. 7. 26)
- 50 政府税制調査会資料 (平 21. 5. 22)
- 51 第 180 回衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 10 号 5 頁 (平 24. 5. 29)
- 52 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 12 号 35 頁 (平 24. 8. 2)
- 53 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 12 号 34 頁 (平 24. 8. 2)
- 54 『社会保障・税一体改革大綱』(平成 24 年 2 月 17 日閣議決定)
- 55 第 180 回衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 21 号 21 頁 (平 24. 6. 25)
- 56 第 180 回衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 21 号 21 頁 (平 24. 6. 25)
- 57 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 9 号 35 頁 (平 24. 7. 27)
- 58 民主党税制調査会 財務省提出資料 (平 23. 12. 26)
- 59 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 12 号 8 頁 (平 24. 8. 2)
- 60 『日本経済新聞』(平 24. 3. 28)
- 61 『毎日新聞』(平 24. 1. 27)
- 62 第 180 回参議院本会議録第 20 号 16 頁 (平 24. 7. 13)
- 63 転嫁カルテル及び表示カルテルは消費税創設時にも措置されている。
- 64 第 180 回参議院本会議録第 20 号 12 頁 (平 24. 7. 13)
- 65 『日本経済新聞』(平 24. 5. 31)
- 66 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 6 号 29 頁 (平 24. 7. 23)
- 67 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 6 号 30 頁 (平 24. 7. 23)
- 68 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 6 号 30 頁 (平 24. 7. 23)
- 69 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 6 号 7 頁 (平 24. 7. 23)
- 70 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 6 号 7 頁 (平 24. 7. 23)
- 71 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 6 号 7 頁 (平 24. 7. 23)
- 72 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 10 号 8 頁 (平 24. 7. 30)
- 73 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 6 号 33 頁 (平 24. 7. 23)
- 74 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 6 号 33 頁 (平 24. 7. 23)
- 75 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 6 号 33 頁 (平 24. 7. 23)
- 76 第 180 回参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会会議録第 6 号 33 頁 (平 24. 7. 23)